

扶桑町議会議案第89号

扶桑町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

扶桑町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年11月28日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鮎瀬 武

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるので提案します。

## 扶桑町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

扶桑町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年扶桑町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

扶桑町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(虐待等の禁止) <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	(虐待等の禁止) <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>